



平成 27 年 10 月 7 日

各 位

会 社 名 オエノンホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 西永 裕司
(コード番号 2533 東証第一部)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション室長
牛込 真澄 (TEL 03-3575-2777)

当社連結子会社における不適切な会計処理について

今般、当社連結子会社（持分比率 50%）である株式会社サニーメイズ（以下、「サニーメイズ」という。）において、サニーメイズ従業員が不適切な会計処理を行っていたことが発覚いたしました。これを受け、当社は社内調査を行い、本件の事実確認、原因究明、及び再発防止策を策定いたしましたので、ここにご報告いたします。

株主、投資家、取引先及びその他関係者の皆様にはご迷惑をおかけすることを深くお詫び申し上げます。

記

1. 本不適切な会計処理の概要

本件はサニーメイズの総務部長より、不適切な会計処理を行った旨の申し出があり、発覚いたしました。当社は、オエノンホールディングス株式会社社長、監査室、経営戦略企画室による調査を当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人と連絡を密にしながら行い、また、別途、社外取締役、社外監査役による調査も行いました。かかる調査の結果、サニーメイズの総務部長が、独断で、平成 26 年度 1 月より平成 27 年度 6 月まで、売上原価を過少に計上することで、利益の調整を行い、誤った決算を行っていたことが判明いたしました。

なお、当社は、全グループ会社において、主に平成 26 年度 12 月期及び平成 27 年 12 月期第 2 四半期における本不適切な会計処理に類似する事案の有無を確認いたしました。類似する事案は発見されませんでした。

2. 当社の業績に与える影響

本不適切な会計処理の影響額は、売上原価の増加及び営業利益、経常利益の減少が 151 百万円となり、税金費用の修正を考慮しない四半期純利益の減少は持分比率が 50%のため、75 百万円となります。この影響額については、監査法人と協議のうえ、当社の四半期を含む過年度の連結財務諸表に重要な影響を及ぼすものではないと判断し、平成 27 年 12 月期第 3 四半期決算において、売上原価で一括して処理いたします。

なお、業績予想の数値につきましては、その他の状況、税金費用等を含め精査した後、確定次第速やかにご報告させていただく予定です。

3. 本不適切な会計処理が発生した理由

サニーメイズにおける決算資料作成に関する承認手続きが形式的なものとなっており、内部牽制が十分に働いていなかったこと、また、当社の子会社に対する適切な管理が十分でなかったことが今回の不適切な会計処理が発生した主な理由であります。

4. 再発防止に向けた対応策

当社は、社内調査の結果を受け、本不適切な会計処理に関連する事実関係及び問題点並びにこれらの反省を踏まえて、以下の観点により再発防止策を策定し、実行いたします。

①内部統制評価対象の充実

不正リスクを考慮し、従来は内部統制の評価対象外であったサニーメイズの棚卸資産に至る業務プロセスを内部統制評価の対象に含め、財務報告にかかるチェック体制を強化いたします。

(平成 27 年期末決算までに実施)

②社内モニタリング機能の充実

サニーメイズの原価計算システムを改修し、改ざんが容易に出来ない、また、チェックが容易に行える環境に改め、原価計算のモニタリングを毎月実施いたします。

(平成 27 年期末決算までに実施)

③組織管理体制の強化

連結子会社の管理部門に適正な人員配置を行い、決算書類作成者と承認者を明確に区分するなど、職務分掌を徹底し、業務フローのチェック体制を強化いたします。また、当社による監督・監査指導の強化及び定期的な子会社への訪問を実施することで、当社からのサポートの充実を図ります。(平成 27 年期末決算までに実施)

④コンプライアンス教育の充実

サニーメイズを含めたグループ全体として、従来実施している社内研修に加え、コンプライアンスについて特化した社内研修を実施し、自己の役割、担当業務の重要性について認識を深めてまいります。(平成 28 年度より実施)

上記施策の着実な実行に加え、引き続きコンプライアンス意識の徹底を図り、不正を許容しない企業風土を醸成してまいります。

5. 取締役及び関係者の処分について

①株式会社サニーメイズ (平成 27 年 10 月 7 日付)

氏名	懲戒内容	役職名
澁谷 章	役員報酬の 50%を 3 ヶ月減額	代表取締役社長
桜井武人	役員報酬の 10%を 3 ヶ月減額	監査役

②株式会社サニーメイズ (平成 27 年 10 月 31 日付)

対象者	懲戒内容
総務部長	諭旨解雇

③オエノンホールディングス株式会社 (平成 27 年 10 月 7 日付)

氏名	懲戒内容	役職名
長井幸夫	役員報酬の 30%を 3 ヶ月減額	代表取締役 取締役会議長
西永裕司	役員報酬の 30%を 3 ヶ月減額	代表取締役社長

以上